

## 告 示

### 埼玉県告示第三百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ東鷲宮

埼玉県久喜市桜田二丁目六番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） D C Mホームマック株式会社 代表取締役 石黒靖規

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一番一号 外 計四者

（変更後） D C M株式会社 代表取締役 石黒靖規

東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外 計四者

ハ 変更年月日

令和三年三月一日外

ニ 届出年月日

令和三年三月十九日

二 縦覧期間

令和三年四月二日から令和三年八月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年四月二日から令和三年八月二日まで

ロ 意見書提出先

